

# 認知症対応型共同生活介護利用料金表

(令和4年10月1日現在)

## 1 介護保険給付対象サービス

認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額に準じます。原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

### 【料金表】

認知症対応型共同生活介護費(1日あたり)【1割負担の場合】

|      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|
| 要支援2 | 748円 | 要介護1 | 752円 | 要介護2 | 787円 |
| 要介護3 | 811円 | 要介護4 | 827円 | 要介護5 | 844円 |

| 加算項目             | 内容  | 日額            |
|------------------|---|---------------|
| 初期加算             | 入居されて30日間   | 30円           |
| 医療連携体制加算(Ⅰ)      | 看護師と24時間連絡可能な体制、重度化・看取りの対応指針を定める                    | 39円           |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  | ①介護福祉士取得職員が50%以上<br>②常勤職員が75%以上<br>③勤続7年以上の職員が30%以上 | 6円            |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ)     | 専門的な認知症ケアを行った場合                                     | 3円            |
| 若年性認知症利用者受入加算    | 若年性認知症の方の受け入れ                                       | 120円          |
| 栄養管理体制加算         | 管理栄養士が栄養ケアに係る介護職員へ技術的助言や指導を月1回以上行う                  | 月額 30円        |
| 科学的介護推進体制加算      | 入居者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出する                      | 月額 40円        |
| 退居時相談援助加算        | 退居時の情報を提供した場合                                       | 1回を限度<br>400円 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)    | 別途合計金額に加算   | 11.1%         |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | 別途合計金額に加算   | 2.3%          |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 別途合計金額に加算   | 2.3%          |

## 2 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

| 内 容      |                           | 利 用 料   |
|----------|---------------------------|---|
| 理髪・美容    | 理髪店・美容室による理髪サービスを利用いただけます | 理髪サービス1回<br>2,100円  |
| おむつ代     | 必要のある方のみ使用していただきます        | 紙おむつ・はくパンツ<br>1枚 76円<br>パット<br>1枚 20円<br>ビッグパッド<br>1枚 30円 |
| 食 費      | 食事の材料費としていただきます           | 1日につき<br>1,700円   |
| 光熱費      | 光熱費としていただきます              | 1日につき<br>440円   |
| 家 賃      | 家賃としていただきます               | 1日につき<br>1,430円   |
| 行事食      | 希望により行事の日の食費に加算します        | 1食<br>363円(消費税込)  |
| 死後の処置セット | 希望に応じて死後の処置を行います          | 2,500円相当  |
| 貴重品管理料   | 貴重品の管理を希望された場合にいただきます     | 1ヶ月<br>200円   |